石狩後志海区漁業調整委員会指示第2号

さけ・ます資源の繁殖保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和3年8月11日

石狩後志海区漁業調整委員会会 長 濱 野 勝 男

後志総合振興局管内泊川における次表の左欄に掲げる河口付近の区域においては、同表の右欄に掲げる期間中、さけ及びますを採捕してはならない(北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)別表第4で定める当該河川に係る期間は、同表で定める当該河川に係る区域を除く。)。ただし、国若しくは地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)による独立行政法人、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)による地方独立行政法人若しくは学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学又はこれらの機関の委託を受けた者が試験研究の用に供するために採捕する場合は、この限りではない。

区域						
河口及び沿岸		沖合				
左海岸	右海岸	方位(真方位)		距離	期	間
(メートル)	(メートル)	左方	右方	(メートル)		
3 0 0	3 0 0	3 4 4° 0 0′	3 4 4° 0 0′	3 0 0	毎年5月1 10月31 ただし、令和 31日までとす	1 日まで7年10月

この表による河口付近の区域は、左右海岸の当該距離の点と、その点からそれぞれ当該沖合方位における当該沖合距離の点を結んだ線及びそれぞれの当該沖合の点を結んだ線によって囲まれた海面をいう。